

# ゴビンダ通信

No 9

発行：無実のゴビンダさんを支える会  
事務局

Justice for Govinda

- Innocence Advocacy Group

February.27.2003

Shienoa no Minnasau  
Namaste!

February 11. 2003

My name is Indra Prasad Mainali. I am the elder brother of Govinda. After eight years of separation I had this chance to see my beloved brother and delivered the blessings from my parents and myself for his early release, expressed the sorrow and grief shared by other relatives and nepalese friends.

わたしの名前はインドラ・プラasad・マイナリ。ゴビンダの兄です。8年の別離の後、ようやく可愛い弟との再会を果たし、両親とわたし自身からの、彼が早く釈放されますように、という祈りの気持ちを伝え、ほかの親族やネパールの友人たちみんなの悲しみと悲嘆を表明する機会を得ました。

初めて弟に面会するために小菅（東京拘置所）を訪れた時、彼が高裁判決によって強度のストレスや怒り、いらだち、フラストレーションをつのらせ、惨めな精神状態にあるのを目にして、とても悲しい思いになりました。わたしたちは時々、会話がとぎれてしまい、沈黙の後、またようやく会話を続けるということもありました。彼は何度もわたしの目の前で泣きながら「兄さん、ぼくは何もしてないのに、どうしてここに入られているのか？ぼくは誰も殺していない。こんなひどい罰を受けるいわれはない。何もしてないのに、ひどい目にあっているんだ」と訴えました。

わたしは彼をなだめようと思い、最高裁から良い判決がでるのを辛抱強く待つように言い聞かせました。弟との面会以外にも、わたしは最高裁におもむき、弟の早期釈放を求める要請を行いました。これには支える会のメンバーや日本国民救援会の山田会長、他3名の方々、そして神田弁護士が同行してくださいました。わたしたちはわたしの書いた要望書を手渡すとともに、最高裁の訟廷課主席書記官補佐に口頭でも説明し、弟は無実であるというわたしの考えを伝えました。これが事件に良い効果をもたらせばよい、と強く念じます。また、佃弁護士ともお会いして、わたしの考えをお伝えしました。また、日本人のジャーナリスト何人かともお会いし、こうした不正義に対して声を上げ、もっとしばしば取り上げてくれるようお願いしました。

親愛で尊敬する支援者の皆さん。

弟に対するあなた方の温かい愛とお心配りのおかげで、ゴビンダは何とか生き抜いています。彼の意志の力も強くなっています。あなた方は、みんな、彼の深い苦しみや辛さに耳を傾けるお心をお持ちです。あなた方は、わたしたち家族が感じているのと同じ

ように感じておられます。あなた方が出来る限りの支援をしてくださっているおかげで、ゴビンダは、あなた方が彼の守護者としての役割を果たしていると考えています。最後に、どうか彼が監獄から解放される瞬間まで、このたたかいをあきらめずに継続して下さるようお願いいたします。

あなた方の人道的なご支援に、もう一度お礼を申し上げます。神様が皆さんをお守り下さいますよう。

インドラ・ブラサド・マイナリ 東京にて 2003.2.6 (訳：今井恭平)

## 支える会 活動報告！

### インドラさん滞在記

**2月2日**に来日したインドラさんは、ゴビンダさんとよく似ていた。とても暖かく聡明な人柄で、初対面の支援者たちとも、すぐさま旧知の仲のように打ち解けた。

**3日** 東京拘置所のゴビンダさんを訪問。面会室のプラスチックの仕切りをはさんではあったが、8年ぶりの兄弟再会となった。

**4日** 「支える会」が昨年自主制作したビデオ「ラダ・マイナリ・イン・ジャパン」とTBS制作のTV番組の録画を鑑賞。夫の無実を訴えるラダさんの姿を見て、何度も涙をぬぐっていた。その後、事務局会議に参加。ラダさん来日時期については、家庭の事情(ご両親の健康状態、娘さんたちの進学など)に配慮が必要だが、できるだけ「支える会」の希望に沿うよう、家族全員で協力すると約束してくれた。

**5日** 面会后、支援者の案内で事件現場へ。やはりK荘とゴビンダさんの住居とのあまりの接近度には驚いた様子。「こんなそばに自分が殺した死体があるのに、平気で生活が続けられるはずはない」と誰もが抱く感想を口にした。

**6日** 最高裁要請。「この事件によりゴビンダを失ったことで、私たち家族が非常に大きな苦しみを受けていることを、どうか裁判官にお伝えください」と口頭で訴えた後、要望書(裏面に掲載)を提出した。その後、救援会中央本部を訪問。「日本に来て、ゴビンダが拘置所に囚われている姿を目の前にして、胸がふさがる思いだったが、今日、最高裁に来て、少し気持ちが軽くなった。ゴビンダには、正義があるのだから、最終的には必ず裁判に勝てるという、明るい希望を持ちたいと思う」と語った。

**10日** 最後の面会。「今度いつ弟に会えるかわからないと思ったら、面会室を出てからも涙が止まらなかった」。午後2時から、渋谷でJapan Timesの記者のインタビューを受ける。その後、佐野眞一氏と6年ぶりの再会をはたす。「日本からイラムまで取材に来て、ゴビンダが冤罪であることを本に書いてくれた。家族はみな佐野さんに感謝している」。

**11日** 佃弁護士の事務所訪問。要望書の内容にそって、送金事情などを弁護団に説明。「人権尊重の立場にのみ立って、なんの利害関係もない一人の人間の権利のために献身的に努力されている弁護団に、ネパールの家族すべてを代表して心からお礼申し上げます」。

**12日** 離日の朝、Japan Times朝刊に一昨日のインタビューにもとづく記事が掲載された。インドラさん来日を通じて、一人の冤罪が家族全体にどれほど大きな被害をもたらすかを痛感し、「ゴビンダさんを一日も早く家族の元へ」との思いを強めた。(客野)

## 支える会からのお知らせ

事務局会議 3月11日 第2火曜日 現代人文社：信濃町下車徒歩5分 7時～9時

この会議には来日されるネパール人権協会（HURON）の会長パタックさんの参加が予定されています。会員の皆様ぜひご参加下さい。会員ならどなたでもご参加頂けます。

連絡客野（090-3548-7749）

### 無実のゴビンダさんを支える会 事務局

東京都新宿区信濃町20 佐藤ビル201 現代人文社気付

留守電・FAX 0426-37-8566

e-mail : mainali@anet.ne.jp

ホームページ <http://www.jca.apc.org/~grillo>

## 要 望 書

\_\_\_\_ 2月6日、インドラさんが最高裁に提出した要望書の全文です。ネパールの家族の経済状態、住宅建設事情、送金状態などから、ゴビンダさんには、検察が主張するような金銭のために殺人を犯すような動機は存在しないことを、理路整然と説明しています\_\_\_\_

私の弟ゴビンダ・プラサド・マイナリは、現在日本の拘置所に收容され、最高裁の判決を待っています。私の弟に対して不当に被せられた罪状について、意見、あるいは見解をここに申し述べるものです。

< 1 > 大家族制の中の年長の息子として、私には、ここネパールに住む家族の面倒をみる責任があります。日本へ旅立つ弟に対しても、私は家計や社会的な側面などに関わる家族の問題について、細かく指示を与えてきました。

小家族化、核家族化された先進諸国とは違い、ネパールではずっと昔から、3世代、4世代が共に一つ家で助け合って暮らす大家族制が守られてきました。したがって、収入が無くなることや、家族の誰かが欠けることは、すべての家族に影響を与えます。ですから、兄である私を含め、家族の中の誰も、ゴビンダに大金を送るように頼んだりすることはありませんでした。私たちには、ゴビンダがどれほど送金できるか、わかっていました。無理に頼んでもゴビンダにはそんなに送金できません。彼の送れる限度額はわかっていました。私たちはゴビンダが日本での生活を維持するために、どれほどお金がかかるかも理解していました。ですから、ゴビンダが金に困って犯罪に手を染めるなどと言うことは、到底考えられないことです。

< 2 > ネパールでは、個人住宅は通常どのようにして建てられるか？

ネパールでの家屋の建設は、日本や他の先進諸国とはやり方がかなり異なります。通常、建て主は、建築におよそどれほどの金額が必要かをまず概算します。建て主が必要な建築費用の全額を持っているとは限りません。建築を開始してから建築費が足りない場合は、もっと稼ぐか、あるいは金融機関からローンを受けます。

< 3 > ネパールでは、建築費はどのように支払われるか？

通常、個人の家はほとんどの場合、石工や建築労働者によって建てられます。一番年長で経験の豊富な石工が建築労働者の賃金や壁のサイズ、コンクリートのスラブなどから費用を計上し、仕事の受注契約を結びます。セメント、煉瓦、砂など、建築に必要な資材は、建て主自身が用意します。ゴビンダの住宅も、こういうやり方で建てられました。つまり私が建築資材を用意し、壁のサイズや、スラブごとに金額を決め、そのつど建築業者を選び、建てられたのです。ですから、一度にまとまった金を必要とすることはなかったのです。

< 4 > カトマンズに見られる未完成の家屋

ネパールに来て、カトマンズを訪問したことがある人なら、あちこちにまだ鉄筋が屋

上に立ち並んでいる未完成の家屋をごらんになったことがあると思います。これは、家の持ち主が、お金がたまったら上階を、そしてさらにまたその上階を建てようと、家を完成させずにおいてあるのです。家を建て始めたからといって、すぐに完成させなくてはいけないというようには、考えないのです。問題になっているゴビンダの家も、同様です。

< 5 > 1997年の3月、ゴビンダが逮捕され、殺人と強盗の嫌疑をかけられた時、彼の家はすでに仕上がり段階に入っていました。完成するまであと10%ほど残すのみとなっていたのです。ゴビンダは逮捕された時、あと7ヶ月でネパールに帰国する予定になっていました。秋に行われる、ダサインあるいはドゥルガー・プージャと呼ばれるヒンドゥーの大きな祭のために帰国することにしていました。帰国までにはまだ7ヶ月もあり、その間に彼は、家を完成させ、家族に土産を買うために必要なお金を充分稼ぐことができたのです。

< 6 > 検察がいうように、ゴビンダは当時、それほどわずかなお金を必要としていたのでしょうか？ゴビンダは逮捕されるまでに、すでに300万ルピー（約37,000ドル）を稼いでいました。働いてそれほど額を稼いでいた人間が、たった二、三百ドルのために、死刑あるいは終身刑になるかもしれない、殺人という重罪を異国の地で犯すのでしょうか？

私たちの家族は、ネパールの経済水準に照らして、決して貧しくはなく、かなり余裕のあるほうです。家族、兄弟はみな各自がカトマンズかイラムに自分の家を持っています。

ゴビンダの兄である私は、ネパールで一番大きな観光会社で常勤しています。なにか急にお金が必要なことがあれば、家族の誰でもがお金をゴビンダに貸すことが出来ました。ゴビンダも、もちろんそれは充分わかっていました。彼は、必要なら、家族や友人たちから、数百ドルくらいのお金はいつでも借りられることをよく知っていました。ですから、日本の検察官が法廷で主張したように、わずかの金銭のためにゴビンダが殺人を犯したという話は、私から見ればまったく虚構であり空想にすぎません。私たちの家族の中には、過去にいかなる犯罪歴をもつものもおりません。

弟のゴビンダが、労働によってお金を得て、ネパールの故郷に戻れば、まともな生活を送ることのできるほど収入を得た日本で、そんな重罪を犯すことは絶対にないと強く信じています。

従って私は、この事件を細部にわたって調べ直し、根拠のない嫌疑を綿密に検証し、罪のない者がこれ以上苦しむことのないように、お願いする次第です。

最後には真実とヒューマニズムが勝利すると信じています。

インドラ・プラサド・マイナリ（ゴビンダ・プラサド・マイナリの兄）  
カトマンズ-34 . ミンバワン ネパール

不当逮捕6周年

無実のゴビンダさんに無罪判決を！！

誘い合ってご参加下さい！

3月23日（日）午後1時～5時

東京都港区麻布台1-11-5 東京麻布台セミナーハウス

司法の外国人差別と冤罪を問う市民集会